

**成年後見人等候補者事情説明書
(後見人・保佐人・補助人辞任, 選任)**

成年被後見人 等の氏名	
----------------	--

※ この事情説明書は、成年後見人等の候補者ご自身が記載してください。

長崎家庭裁判所 (□ 支部・出張所) 御中

令和 年 月 日

成年後見人等候補者の氏名: _____ 印

1 あなたの住所, 氏名等を記入してください。

(1) 住 所: 〒 _____

(2) 氏 名: _____

(3) 生 年 月 日: □大正・□昭和・□平成 年 月 日生 (_____ 歳)

(4) 成年被後見人等との関係: _____

(5) 職業 (勤務先) : _____

2 あなたの平日昼間の連絡先を記入してください。

(1) 携帯電話の電話番号: _____ (_____)

(2) 自宅の電話番号 : _____ (_____)

(3) 勤務先の電話番号 : _____ (_____)

(4) 上記(1)～(3)の電話に裁判所から連絡をする (土曜, 日曜, 夜間, 祝日は連絡できませんのでご了承ください。) に当たり, 留意すべきこと (電話できる時間帯等) があれば記載してください。

3 成年後見人等の役割について

(1) 「成年後見申立ての手引」を読みましたか。

- 全て読み, 内容も理解している。
- 全て読んだが, 理解できなかった部分がある。
- 読んでいない, 又は見せてもらっていない。

〈申立人に手引をお渡ししてありますので, お読みください。〉

(2) 手引を読んで理解できなかったこと, さらに知りたいことがあれば記入してください。

(3) 成年後見人等の役割や責任について理解できましたか。

- はい
- 次のことがわからない, 又は次の点についてもっと知りたい。

4 あなたが、次の(1)～(4)のいずれかの事由に該当する場合には、それぞれの□にレ印を付し、(1)～(4)に該当しない場合には(5)の□欄にレ印を付してください。

- (1) 未成年者
- (2) 家庭裁判所で成年後見人等を解任された者
- (3) 破産者で復権していない者
- (4) 成年被後見人等に対して訴訟をしたことがある者、その配偶者又は親子である者
- (5) 上記(1)～(4)のいずれにも該当しない。

5 身上・経歴等について

(1) あなたの家族を記入してください。

氏名	年齢	続柄	職業(勤務先, 学校名)	同居・別居の別

(2) あなたの経歴(出生, 学歴, 職歴, 結婚, 出産等)を記入してください。

年月日	学歴・職歴・家族関係等の変動	年月日	学歴・職歴・家族関係等の変動
	出生		
	中学校卒業		

(3) あなたの経済状態について記入してください。

① 収入：月収・年収 約 _____ 万円

- 内訳： 給与等 (内容： _____) 約 _____ 万円
- 年金等 (内容： _____) 約 _____ 万円
- その他 (内容： _____) 約 _____ 万円

※ あなた以外の家族の収入で生計を立てているとき(共働きも含む。)は、その人の氏名と収入を記入してください。

家族の氏名 _____ : 月収・年収 約 _____ 万円

家族の氏名 _____ : 月収・年収 約 _____ 万円

- ② 資産： 特になし
- 不動産がある
 - 預貯金がある (約 _____ 万円)
 - 有価証券がある (約 _____ 万円)
 - その他の資産がある (内容： _____)

- ③ 負債： 負債はない。
住宅ローンがある →総額(約 万円), 毎月の返済額(約 万円)
自動車ローンがある→総額(約 万円), 毎月の返済額(約 万円)
その他の負債がある→総額(約 万円), 毎月の返済額(約 万円)

6 健康状態について

あなたの健康状態等について記入してください。

- 健康である。
- 病気や怪我の治療のため通院中である。
 内容：

通院期間 年 月から 年 月見込み

- 今後、入通院の予定がある。
 内容：

入通院期間 年 月から 年 月見込み

7 成年被後見人等の今後の身上配慮及び財産管理の方針や計画について、お考えになっているところを具体的に記入してください（例えば、身上配慮については、今後の生活の拠点、必要となる医療や福祉サービス、身の回りの世話等。財産管理については、保険金の受取り、遺産分割の予定等）。

―――身上配慮―――

―――財産管理―――

8 成年被後見人等が支払うべきものを、成年被後見人等に代わってあなたが支出したことがあれば、その額及び内容を記入してください。また、証拠となる資料があれば、併せて提出してください。

※ 成年被後見人等の財産から必ずしも返還を受けられるとは限りません。

時 期	金 額	内 容	証拠となる資料